

平成 16 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社フージャースコーポレーション  
代 表 者 名 代表取締役 廣 岡 哲 也  
(コード番号：8907 東証第二部)  
問 い 合 せ 先 取締役管理部長 上 垣 内 征 史  
電 話 番 号 03 - 3556 - 6681 (代表)

## 新株式発行及び株式売出し並びに株式分割（無償交付）に関するお知らせ

平成 16 年 5 月 11 日開催の当社取締役会において、公募による新株式発行及び当社株式の売出し並びに株式分割（無償交付）に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 発行新株式数 普通株式 5,000 株
- (2) 発行 価 額 日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により発行価格決定日（平成 16 年 5 月 20 日（木）から平成 16 年 5 月 26 日（水）までのいずれかの日）に決定する。
- (3) 発行価額中資本に組入れない額 上記（2）により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (4) 募 集 方 法 一般募集とし、三菱証券株式会社、大和証券エスエムピーシー株式会社、東海東京証券株式会社、松井証券株式会社、イー・トレード証券株式会社、ディーエルジェイディレクト・エスエフジ - 証券株式会社、マネックス証券株式会社、岡三証券株式会社及び中央証券株式会社（以下「引受人」と総称する）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、発行価格決定日における株式会社東京証券取引所の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人への対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である発行価額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申 込 期 間 平成 16 年 5 月 27 日（木）から平成 16 年 5 月 31 日（月）まで。なお、需要状況を勘案した上で繰り上げられることがあり、最も繰り上がった場合は、平成 16 年 5 月 21 日（金）から平成 16 年 5 月 25 日（火）までとなる。
- (7) 払 込 期 日 平成 16 年 6 月 3 日（木）。なお、上記（6）の通り、需要状況を勘案した上で繰り上げられることがあり、最も繰り上がった場合は、平成 16 年 5 月 28 日（金）となる。
- (8) 配 当 起 算 日 平成 16 年 4 月 1 日（木）
- (9) 申 込 証 拠 金 1 株につき一般募集における発行価格（募集価格）と同一の金額とする。
- (10) 申 込 株 数 単 位 1 株
- (11) 前記各号については、証券取引法による効力発生を条件とする。
- (12) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、一般募集における発行価格（募集価格）、その他本新株式発行に必要な一切の事項は、代表取締役に一任する。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行および株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出ならびに株式売出目論見書（ならびに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）

（後記【ご参考】1.をご参照ください。）

- (1) 売 出 株 式 数 普通株式 500株  
なお、株式数は上限を示しており、発行価格決定日に、公募新株式の一般募集の需要状況を勘案の上、決定される。
- (2) 売 出 人 お よ び  
売 出 株 式 数 三菱証券株式会社 500株
- (3) 売 出 価 格 未定（平成16年5月20日（木）から平成16年5月26日（水）までのいずれかの日に決定する。なお、公募新株式の一般募集における発行価格（募集価格）と同一の価格とする。）
- (4) 売 出 方 法 公募新株式の一般募集の需要状況を勘案した上で、三菱証券株式会社が当社株主より借入れ予定の当社普通株式を自ら売出すものとする。
- (5) 申 込 期 間 公募新株式の一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 間 公募新株式の一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 1株
- (9) 前記各号については、証券取引法による効力発生を条件とする。  
なお、公募新株式の一般募集が中止となる場合、本株式売出しも中止される。
- (10) 売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項は、代表取締役に一任する。

## 3. 第三者割当による新株式発行

（後記【ご参考】1.をご参照ください。）

- (1) 発 行 新 株 式 数 普通株式 500株
- (2) 発 行 価 額 平成16年5月20日（木）から平成16年5月26日（水）までのいずれかの日に決定する。なお、公募新株式の一般募集における発行価額と同一とする。
- (3) 発行価額中資本に  
組 入 れ ない 額 上記（2）により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。  
資本に組入れる額とは、当該発行価額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとする。
- (4) 割 当 先 お よ び  
株 式 数 三菱証券株式会社 500株
- (5) 申 込 期 日 平成16年6月17日（木）
- (6) 払 込 期 日 平成16年6月18日（金）
- (7) 配 当 起 算 日 平成16年4月1日（木）
- (8) 申 込 株 数 単 位 1株
- (9) 上記（5）記載の申込期日以内に申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (10) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。  
なお、公募新株式の一般募集が中止となる場合、本第三者割当による新株式発行も中止される。
- (11) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項は、代表取締役に一任する。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行および株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出ならびに株式売出目論見書（ならびに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

#### 4. 株式分割（無償交付）

- (1) 平成16年8月20日（金曜日）をもって、次のとおり普通株式1株を3株に分割する。
  - 分割により増加する株式数 普通株式とし、平成16年6月30日（水曜日）最終の発行済株式総数に2を乗じた株式数とする。
  - 分割の方法 平成16年6月30日（水曜日）最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を、1株につき3株の割合をもって分割する。
- (2) 配当起算日 平成16年4月1日（木曜日）
- (3) 当社が発行する株式の総数 平成16年8月20日（金曜日）付をもって、当社定款第5条に定める「当社が発行する株式の総数」（授權株式数）について、現行の90,000株を110,000株増加させ、200,000株とする。
- (4) その他、この株式の分割に必要な一切の事項は、今後の取締役会において決定する。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行および株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出ならびに株式売出目論見書（ならびに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 【ご参考】

### 1. 新株式発行の目的

#### (1) 財務基盤の強化

マンション分譲事業に係る用地取得費及び建築費の一部は、主に金融機関からの借入金によって調達しているため、一般的に総資産額に占める有利子負債の割合が高く、経営成績や財政状態が金利変動により影響を受ける可能性もあります。

当社においては、この度の新株式発行による財務基盤の強化により、今後の事業拡大局面における有利子負債の増加を抑制するとともに、金利負担の軽減等の効果を見込んでおります。

また事業用地の取得の場面においても、自己資本の充実により機動的な意思決定をすることが可能となり、今後の事業拡大に大きく寄与するものと考えております。

#### (2) 株主数の増加

当社は、顧客の人生において非常に重要な意味をもつ「住まい」を取扱う企業として信用の増大に努めてまいり所存であります。

当社は、平成15年10月に東京証券取引所市場第二部に上場しましたが、市場第一部への指定につきましても、上記の点からも、株主の皆様からの信用の増大のためにも、可能な限り早期の実現を目指してまいり所存でございます。

### 2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）について

前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、一般募集とは別に、その需要状況を勘案し、500株を上限として、三菱証券株式会社が売出人となる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、三菱証券株式会社が当社株主から借入れ予定の株式であります。これに関連して、三菱証券株式会社が上記当社株主より借入れた株式（以下「借入れ株式」という）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成16年5月11日（火）開催の取締役会において、三菱証券株式会社を割当先とする当社普通株式500株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という）を、平成16年6月18日（金）を払込期日（以下「本件第三者割当増資の払込期日」という）として行うことを決議し、平成16年5月11日（火）に有価証券届出書を関東財務局長に提出しております。

また、三菱証券株式会社は、一般募集およびオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成16年6月15日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という）、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という）を行う場合があります。三菱証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての株式は、借入れ株式の返却に充当されます。

なお、シンジケートカバー取引期間内においても、三菱証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないかもしくは上限株数に至らない株数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、三菱証券株式会社は、一般募集およびオーバーアロットメントによる売出しに伴い安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引およびシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、三菱証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、株式を取得する予定であります。そのため、本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、本件第三者割当増資における最終的な発行数とその限度で減少し、または発行そのものが全く行われない場合があります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行および株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出ならびに株式売出目論見書（ならびに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

### 3. 今回の公募増資及び第三者割当増資並びに株式分割による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	29,178株	(平成16年4月30日現在)
公募増資による増加株式数	5,000株	
公募増資後の発行済株式総数	34,178株	
第三者割当増資による増加株式数	500株	(注)
第三者割当増資後の発行済株式総数	34,678株	(注)
株式分割による増加株式数	69,356株	(注)
株式分割後発行済株式総数	104,034株	(注)

(注)前記「3. 第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株に対し、三菱証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字であります。

### 4. 調達資金の使途

#### (1) 今回調達資金の使途

今回の公募増資及び第三者割当増資による手取概算額上限4,031,800千円につきましては、全額運転資金(マンション建設用地等の購入資金など)に充当する予定であります。

#### (2) 前回調達資金の使途の変更

平成15年9月17日払込で公募増資を実施し、513百万円(払込金額の総額)を調達いたしましたが、資金使途(運転資金)に変更はありません。

#### (3) 会社収益への影響

今回の増資による調達資金につきましては、全額運転資金に充当し、今後の事業拡大と収益基盤の安定化に役立てる方針であります。

### 5. 株主への利益配分等

#### (1) 利益配分の基本方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、将来の事業展開と経営基盤の強化のために必要な内部留保を確保しつつも、業績に応じた配当を継続的に行うこと(配当性向主義)を基本方針としております。

配当性向につきましては、平成16年3月期までは15%以上を経営目標としておりましたが、平成17年3月期より10%以上とさせていただく予定でございます。当社は、平成17年3月期からを更なる成長期として位置付けており、業績の拡大をもって株主の皆様のご期待に応えるとともに、配当金額の増加を目指していく方針であります。

#### (2) 内部留保資金の使途

内部留保資金は今後の事業展開ならびに経営体質の一層の強化に活用し、事業の拡大発展に役立てる所存であります。

#### (3) 株主に対する今後の利益配分の具体的増加策

上記利益配分に関する基本方針のもと、平成16年3月期の期末配当につきましては、当社業績が好調に推移していることから、期末配当2,800円(東証二部上場記念配当900円を含む)を実施させていただく予定であります。これにより中間配当と合わせた通期の配当性向は、平成16年1月20日付の株式分割(1株を3株に分割)を考慮しますと、15.1%となる予定でございます。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行および株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出ならびに株式売出目論見書(ならびに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) 過去3決算期間の配当状況

	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期
1株当たり当期純利益	85,327.00円	68,043.09円	30,910.87円
1株当たり配当金	8,550円	10,300.00円	4,666.67円
実績配当性向	10.0%	15.1%	15.1%
株主資本利益率	55.0%	46.0%	39.1%
株主資本配当率	5.3%	5.7%	5.0%

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式数にもとづき算出しております。  
 2. 「株主資本利益率」は、当期純利益を株主資本(期首・期末の平均)で除した数値であり、「株主資本配当率」は、配当総額を期末の株主資本で除した数値であります。  
 3. 平成14年3月31日付で1株につき2株の割合で株式分割を行っております。  
 4. 平成14年7月5日付で1株につき1.5株の割合で株式分割を行っております。  
 5. 平成16年1月20日付で1株につき3株の割合で株式分割を行っております。  
 6. 平成16年3月期の数字は、未監査となっております。

6. その他

(1) 販売先指定の有無

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報等

平成13年6月1日開催の取締役会決議および平成13年6月18日開催の臨時株主総会における特別決議に基づき、平成13年6月21日付で第2回新株引受権付無担保社債を発行し、同日付で当該無担保社債に付された新株引受権のすべてを買い戻し、平成13年6月22日付で当社取締役3名および従業員35名に対して譲渡しております。新株引受権の残高、新株引受権の権利行使により発行する株式の発行価格、資本組入額は次のとおりであります。なお、今回の増資後の発行済株式総数に対する下記新株引受権残高の全額行使後株式数の比率は0.2%となる見込みです。

銘柄	平成16年4月30日			
	新株引受権の残高	発行価格	資本組入額	権利行使期間
第2回新株引受権付無担保社債(平成13年6月21日発行)	1,200千円	16,666円70銭	8,334円	平成13年6月22日から平成23年6月20日まで

- (注) 提出日の最近日現在における新株引受権の残高、新株引受権の権利行使により発行する株式の発行価格、資本組入額は、平成14年3月31日付の株式分割(1株を2株に分割)、平成14年7月5日付の株式分割(1株を1.5株に分割)および平成16年1月20日付の株式分割(1株を3株に分割)による権利行使価格の調整、新株引受権の付与対象者の退職に伴う権利放棄を反映した記載となっております。

当社の取締役、監査役および従業員を対象として、商法第280条ノ20および商法第280条ノ21に基づき、平成14年6月28日開催の定時株主総会にて承認されました新株予約権の発行について、平成15年5月30日開催の取締役会において具体的な発行内容を以下のように決議しております。平成16年4月30日現在、当該制度の内容は次の通りであります。なお、今回の増資後の発行済株式総数に対する下記の新株式発行予定残数の比率は4.2%となる見込みです。

株主総会の決議	新株式発行予定残数	発行価格	資本組入額	権利行使期間
平成14年6月28日	1,485株	66,667円	33,334円	平成16年7月1日から平成24年6月28日まで

- (注) 提出日の最近日現在における新株引受権の残高、新株引受権の権利行使により発行する株式の発行価格、資本組入額は、平成16年1月20日付の株式分割(1株を3株に分割)による権利行使価格の調整、新株引受権の付与対象者の退職に伴う権利放棄を反映した記載となっております。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行および株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出ならびに株式売出目論見書(ならびに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

( 3 ) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

過去3年間に行なわれたエクイティ・ファイナンスの状況

ファイナンス形態	発行日	発行株数	発行価格
公募増資( 株式公開時 )	平成 14 年 10 月 10 日	1,500 株	210,000 円
公募増資	平成 15 年 9 月 18 日	1,200 株	460,800 円

過去3年間の株価の推移

	平成 14 年 3 月期	平成 15 年 3 月期	平成 16 年 3 月期	平成 17 年 3 月期
始 値	-	210,000 円	230,000 円	512,000 円
高 値	-	263,000 円	1,090,000 円 595,000 円	924,000 円
安 値	-	178,000 円	227,000 円 281,000 円	510,000 円
終 値	-	235,000 円	504,000 円	785,000 円
株価収益率	-	3.5 倍	18.6 倍	-

( 注 ) 1 . 当社は、平成14年10月10日付をもって日本証券業協会に株式を登録いたしましたので、

それ以前の株価については該当ありません。

2 . 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値であります。

3 . 平成17年3月期の株価については、平成16年5月10日現在で表示しております。

4 . 印は株式分割による権利落後の株価を示しております。

( 4 ) その他

該当事項はありません。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行および株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出ならびに株式売出目論見書（ならびに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。